



令和6年度新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯の皆様へ

令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金のご案内 (新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯及びこども加算分)

- 基準日(令和6年6月3日)時点で、和歌山市に住民登録があり、次のいずれかに該当する場合、給付金を支給します。

支給対象	支給額
① 令和6年度新たに「住民税非課税者」のみで構成される世帯	1世帯当たり 10万円
② 令和6年度新たに「住民税均等割のみ課税者」のみで構成される世帯、 「住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者」で構成される世帯 ※新たに「均等割のみ課税」は、令和6年度住民税所得割における <u>定額減税前</u> です。	1世帯当たり 10万円
③ 上記世帯で扶養されている18歳以下の児童 (18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)	1人当たり 5万円

※次に該当する場合、この給付金の対象外です。

- 令和5年度和歌山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円給付)、令和5年度和歌山市物価高騰重点支援給付金(10万円給付・児童1人当たり5万円給付)(他市区町村において同様の要件で支給された給付金を含む。)支給対象世帯(すでに受給済の世帯及び辞退等の理由で未受給の場合も含む。)
- 他市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯
- 世帯全員が住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養等を受けている世帯(事業専従者等含む。)
- 租税条約により令和6年度の住民税が免除されている者がいる世帯

手続き方法

令和6年6月3日時点で和歌山市に住民登録があり、対象世帯にあてはまる場合

- 世帯内に住民税未申告の方がいる。
- 令和5年12月2日以降に転入された方がいる。
こども加算のみ
- 別世帯だが扶養している児童がいる。
- 令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる場合など。

支給対象世帯には確認書が届きます。
内容を確認の上、提出してください。

申請が必要です。

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局（裏面参照）
で申請又は市ホームページから申請してください。

提出期限

令和6年**10月31日(木)**必着

申請期限

令和6年**10月31日(木)**必着

給付金支給の手続き

I 確認書が届く世帯(令和6年6月3日時点で対象と思われる世帯)

対象と思われる世帯には、和歌山市から給付内容や確認事項が印刷された**確認書**が届きます。

内容を確認し、必要事項を記入の上、下記事務局へ提出してください。

II 申請書の提出が必要な世帯

次のいずれかに該当する場合、給付金を受け取るには、**申請**が必要です。

- ①令和5年度・令和6年度の住民税が未申告の方がいる場合
- ②令和5年12月2日以降に転入された方がいる場合
- ③令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる場合(こども加算分のみ)
- ④別世帯だが、扶養している児童がいる場合(こども加算分のみ)

※対象になると考えられるが、書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。

確認事項

- ①令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯又は均等割のみ課税(定額減税前)となる世帯であること。

例1: 令和5年度住民税所得割課税世帯 → 令和6年度住民税非課税世帯となる場合

例2: 令和5年度住民税所得割課税世帯 → 令和6年度住民税均等割のみ課税(定額減税前)世帯となる場合

※令和5年度住民税非課税・均等割のみ課税世帯 → 令和6年度住民税非課税・均等割のみ課税(定額減税前)となる世帯は**対象外**

- ②世帯全員が住民税均等割が課税されている親族等の扶養になっている世帯でないこと。
- ③世帯の中に令和5年度・令和6年度の住民税が未申告の方がいないこと。
- ④世帯内で扶養されている18歳以下の児童であること。(こども加算分のみ)

※住民票を移さず、児童養護施設等に入所している児童は支給対象外

配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している方へ

現在、お住まいの住所地に住民登録することができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局までお問い合わせください。

給付金支給の時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!!

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局(郵送・持参先窓口)

住所 〒640-8154 和歌山市六番丁19 株式会社フジ田産業六番丁ビル1階

電話番号 073-499-5184 受付時間: 平日9:00~17:00(土日祝日を除く)

和歌山市物価高騰重点支援給付金センター

☎0120-969-861 受付時間: 平日9:00~17:00 (土日祝日を除く)